



架け橋

日光市学校事務共同実施広報班 編集



令和2年6月発行 第3号

学校事務職員からのおたよりです。どうぞよろしくお願いいたします！

学校からは、いろいろなお便りが保護者の方へ届いています。これは、日光市内の小中学校で働く、事務職員からのお便りです。

なかなか事務職員の仕事は、目に見えないと思いますが、私たちも、未来を切り拓く子どもたちの育ちを支援するため、日々仕事をしています。たとえば、児童・生徒が安心して学校生活をおくるための教育環境整備や、授業や行事等に係るお金の管理・執行、学校徴収金や就学援助等の補助金に関する事務、児童生徒の転出入に係わる事務などです。

このお便りでは、保護者の皆様に役立つ情報などをお知らせします。最後までご一読ください。

学校のお金のことでお困りの方へ ～就学援助制度～



経済的にお困りの世帯を対象に、就学に必要なお金の一部を援助する「就学援助制度」がありますよ。援助を受けるには申請手続きが必要ですね。



申請用紙はどこでもらえるの？

学校に相談し、学校から申請用紙をもらってください。

申請するときに必要な添付書類は？

【R2.6月以降に申請する場合】

申請書類の提出先は？

お子さんが通学する学校に提出してください。提出した日によって認定月が変わります。

新入学用品費は、新小学1年生は4/30、新中学1年生は4/15までに提出されて認定された場合は支給されます。

制度のこと、心配ごとなど
お気軽にお問い合わせください！

☎ 各学校や教育委員会(21-5167)



児童扶養手当を受給している場合	児童扶養手当受給証書の写し
令和2年1月以降に退職した方	退職証明書、または、雇用保険受給資格証の写し(雇用保険を受給している場合)
平成31年(令和元年)中の収入額と比べ、現在の収入額が大きく変わった方	給与証明書の直近3か月分の写し等、直近の3か月程度の収入額がわかるもの
令和2年1月1日の住民登録地が日光市外の方	住民税決定証明書、または非課税証明書 ※令和2年1月1日に住民登録していたところの役場で取得できます。



通学費補助制度をご存じですか？



日光市では、日光市立小中学校に通学する児童生徒がいる世帯のうち、通学距離が遠距離となる世帯、及び、公共交通機関を利用して通学する多子世帯の通学費の負担軽減のため、通学費補助制度を設けています。

公共交通機関を利用して通学する場合

対象となる方、補助金額



通学距離(片道)	補助金額
小学校まで4km以上 中学校まで6km以上	次のうち、いずれか高い方の額 「世帯の年間の定期券等購入額-36,000円」の額、または 1人あたり月額1,000円
小学校まで4km未満 中学校まで6km未満	「世帯の年間の定期券等購入額-36,000円」の額 ※平成29年度から対象となりました。

※対象外となる方...

スクールバスで通学の方、日光市外から通学する方、日光市立小中学校以外の学校に通学する方、他制度からの補助を受ける方。

徒歩、自転車、自家用車送迎等で通学する場合

対象となる方、補助金額



通学距離(片道)	補助金額
小学校まで4km以上 中学校まで6km以上	1人あたり月額1,000円

※対象外となる方...

日光市外から通学する方、日光市立小中学校以外の学校に通学する方、他制度からの補助を受ける方。

補助金をもらうための手続きは？

「認定申請書」を提出し、対象者の認定を受けてください。

○申請用紙は学校からもらうか、日光市ホームページよりダウンロードしてください。

○学校または学校教育課へ提出してください。

【お問い合わせ】 日光市教育委員会事務局 学校教育課
☎21-5167